

広域連合規則第 8 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の
一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 2 年12月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。